

## 江戸川区公共の場所における迷惑行為の防止に関する条例（案）

### （目的）

第一条 この条例は、公共の場所における迷惑行為の防止に関し、江戸川区（以下「区」という。）、区民等、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにする等必要な事項を定めることにより、公共の場所におけるモラル及びマナーの向上を図り、安全で快適な環境の保全及び向上を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公共の場所 江戸川区内（以下「区内」という。）における道路、公園、広場、河川敷その他の公共の用に供する場所をいう。
- 二 区民等 区内に居住し、滞在し、又は公共の場所を利用する者をいう。
- 三 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- 四 関係行政機関 区内を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- 五 迷惑行為 第八条第一項各号に掲げる行為をいう。

### （区の責務）

第三条 区は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を推進しなければならない。

### （区民等の責務）

第四条 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

第五条 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### （関係行政機関の責務）

第六条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### （推進施策）

第七条 区は、この条例の目的を実現するため、事業者及び関係行政機関と連携して、次に掲げる施策を行うものとする。

- 一 公共の場所におけるモラル及びマナーの向上を図る広報その他の利用者の意識啓発の

ために必要な施策

二 パトロール、呼びかけその他の迷惑行為の防止に必要な施策

三 迷惑行為を行う者に対する指導に必要な施策

四 施設の整備及び修繕その他の公共の場所の安全で快適な環境の保全及び向上を図るために必要な施策

(迷惑行為の禁止)

第八条 何人も、公共の場所において、次に掲げる行為をしてはならない。

一 施設及び器物を損傷し、汚損し、又は滅失すること。

二 区民等に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

三 多数でうろつき、たむろする等集団で利用者を威圧する言動をすること。

四 交通の支障又は公共の場所の利用の妨害になるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、ふらつき、又は立ち止まっていること。

五 たばこの吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、紙くずその他のみだりに捨てられることによって地域環境の悪化につながる物を投棄すること。

2 江戸川区長は、迷惑行為をしていると認められる者に対し、迷惑行為の中止を求めることができる。また、迷惑行為をしたと認められる者に対し、地域環境を回復するために必要な指導をすることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。